

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第363号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	しおん代行
	主たる営業所が所在 する市区町村	佐々町
処 分 年 月 日		令和3年3月29日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第12条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		長崎県